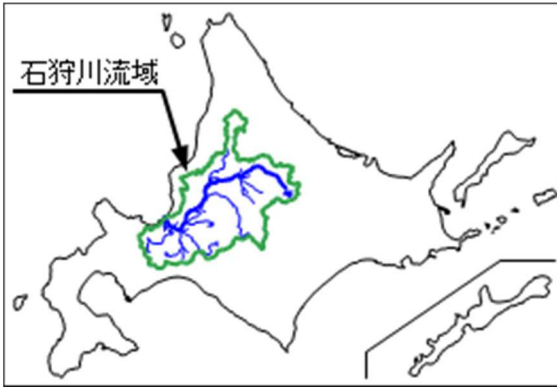


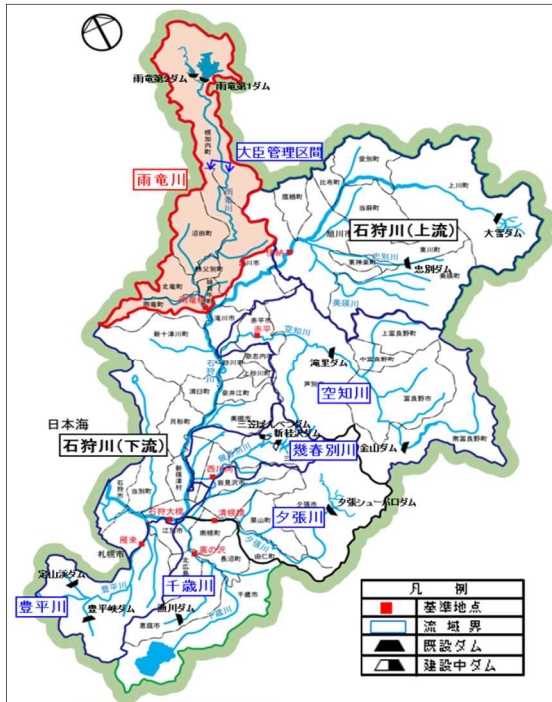
<新規事業採択時評価>

事業名 (箇所名)	雨竜川ダム再生事業	担当課	水管理・国土保全局治水課	事業 主体	北海道開発局																	
		担当課長名	小平 卓																			
実施箇所	北海道雨竜郡幌加内町																					
主な事業 の諸元	雨竜第1ダム:容量振替 雨竜第2ダム:容量振替、重力式コンクリートダム(同軸嵩上げ) ダム高38.1m(嵩上げ高2.4m) 堤頂長230.0m 総貯水容量約24,100千m3 有効貯水容量約13,900千m3																					
事業期間	事業採択	平成30年度	完了	平成38年度																		
総事業費 (億円)	195																					
目的・ 必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後の主な洪水は、これまで昭和30年7月、昭和56年8月、昭和63年8月があり、近年では平成26年8月洪水で幌加内市街地上流で計画高水位を超過し、家屋浸水等の被害が発生している。 昭和30年 7月(低気圧・前線) 床上浸水1,179戸、床下浸水926戸 昭和48年 8月(台風・豪雨) 床下浸水12戸 昭和50年 8月(台風・豪雨) 床上浸水37戸、床下浸水309戸 昭和56年 8月(低気圧・前線・豪雨) 床上浸水130戸、床下浸水438戸 昭和63年 8月(停滞性前線) 床上浸水186戸、床下浸水493戸 平成26年 8月(低気圧・前線・台風) 床上浸水11戸 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する 																					
便益の 主な根拠	年平均浸水軽減世帯数:7世帯 年平均浸水軽減面積:29ha																					
事業全体 の投資効 率性	基準年度	平成29年度																				
	B:総便益(億円)	206	C:総費用(億円)	170	B/C	1.2	B-C	36	EIRR (%)	5.1												
感度分析	<p>全体事業(B/C)</p> <table border="1"> <tr> <td>残事業費(+10%~-10%)</td> <td>1.1</td> <td>~</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>残工期(+10%~-10%)</td> <td>1.2</td> <td>~</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>資産(-10%~+10%)</td> <td>1.1</td> <td>~</td> <td>1.3</td> </tr> </table>										残事業費(+10%~-10%)	1.1	~	1.3	残工期(+10%~-10%)	1.2	~	1.2	資産(-10%~+10%)	1.1	~	1.3
残事業費(+10%~-10%)	1.1	~	1.3																			
残工期(+10%~-10%)	1.2	~	1.2																			
資産(-10%~+10%)	1.1	~	1.3																			
事業の 効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の目標規模と同等の洪水(昭和56年8月及び平成26年8月と同等規模の洪水を想定)が発生した場合、浸水世帯数約630世帯、浸水面積約2,000haの被害が想定されるが、事業実施により、浸水被害が早期に軽減される。 ・河川整備計画の目標規模と同等の洪水が発生した場合、事業実施前後で、災害時要援護者数が約80人減、想定死者数(避難率40%)が1人、電力停止による影響人口が約400人減などと想定している。 																					
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>予算化については妥当である。</p> <p><北海道の意見・反映内容></p> <p>新規事業採択評価に係る「雨竜川ダム再生事業」の実施計画調査費の予算化について、同意します。</p> <p>本事業は、度重なる雨竜川流域の洪水被害に対し、重要な治水対策と認識しており、治水効果の早期発現に向け、着実に事業を推進していただきたい。</p> <p>なお、本調査にあたっては、関係機関と十分協議するとともに、環境への配慮や総事業費の圧縮などの検討に努めていただきたい。</p>																					

雨竜川ダム再生事業 位置図



事業実施箇所



<新規事業採択時評価>

事業名 (箇所名)	矢作ダム再生事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 小平 卓	事業 主体	中部地方整備局																				
実施箇所	右岸:岐阜県恵那市 左岸:愛知県豊田市																									
主な事業 の諸元	放流設備の増設																									
事業期間	事業採択	平成30年度	完了	平成50年度																						
総事業費 (億円)	約390																									
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <p>・戦後の主な洪水は、昭和34年9月(伊勢湾台風)、昭和36年9月、昭和44年8月、昭和47年7月があり、近年では平成12年9月(東海(恵南)豪雨)に高橋観測所で計画高水位を超過し、沿川で家屋浸水等の被害が発生している。</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和34年9月 (台風)</td> <td>床上浸水 1,990棟、床下浸水 3,031棟</td> </tr> <tr> <td>昭和36年6月 (台風・前線)</td> <td>床上浸水 371棟、床下浸水 1,090棟</td> </tr> <tr> <td>昭和44年8月 (台風)</td> <td>床上浸水 147棟、床下浸水 478棟</td> </tr> <tr> <td>昭和47年7月 (梅雨前線・台風)</td> <td>床上浸水 3,877棟、床下浸水 16,399棟</td> </tr> <tr> <td>平成12年9月 (秋雨前線・台風)</td> <td>床上浸水 790棟、床下浸水 1,962棟</td> </tr> <tr> <td>平成20年8月 (豪雨)</td> <td>床上浸水 951棟、床下浸水 1,927棟</td> </tr> </table> <p><達成すべき目標></p> <p>・洪水調節</p> <p><政策体系上の位置付け></p> <p>・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>										昭和34年9月 (台風)	床上浸水 1,990棟、床下浸水 3,031棟	昭和36年6月 (台風・前線)	床上浸水 371棟、床下浸水 1,090棟	昭和44年8月 (台風)	床上浸水 147棟、床下浸水 478棟	昭和47年7月 (梅雨前線・台風)	床上浸水 3,877棟、床下浸水 16,399棟	平成12年9月 (秋雨前線・台風)	床上浸水 790棟、床下浸水 1,962棟	平成20年8月 (豪雨)	床上浸水 951棟、床下浸水 1,927棟				
昭和34年9月 (台風)	床上浸水 1,990棟、床下浸水 3,031棟																									
昭和36年6月 (台風・前線)	床上浸水 371棟、床下浸水 1,090棟																									
昭和44年8月 (台風)	床上浸水 147棟、床下浸水 478棟																									
昭和47年7月 (梅雨前線・台風)	床上浸水 3,877棟、床下浸水 16,399棟																									
平成12年9月 (秋雨前線・台風)	床上浸水 790棟、床下浸水 1,962棟																									
平成20年8月 (豪雨)	床上浸水 951棟、床下浸水 1,927棟																									
便益の主 な根拠※	年平均浸水軽減世帯数:112世帯 年平均浸水軽減面積:7.5ha																									
事業全体 の投資効 率性※	基準年度	平成29年度																								
	B:総便益 (億円)	679	C:総費用(億円)	245	B/C	2.8	B-C	434	EIRR (%)	9.4																
感度分析 ※	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">全体事業(B/C)</td> </tr> <tr> <td>残事業費(+10%~-10%)</td> <td>2.5</td> <td>~</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>残工期(+10%~-10%)</td> <td>2.7</td> <td>~</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>資産(-10%~+10%)</td> <td>2.5</td> <td>~</td> <td>3.0</td> </tr> </table>												全体事業(B/C)		残事業費(+10%~-10%)	2.5	~	3.1	残工期(+10%~-10%)	2.7	~	2.8	資産(-10%~+10%)	2.5	~	3.0
		全体事業(B/C)																								
残事業費(+10%~-10%)	2.5	~	3.1																							
残工期(+10%~-10%)	2.7	~	2.8																							
資産(-10%~+10%)	2.5	~	3.0																							
事業の効 果等※	<p>・河川整備計画の目標規模と同等の洪水(平成12年9月洪水と同規模の洪水を想定)が発生した場合、浸水世帯数9,200世帯、浸水面積570haの被害が想定されるが、事業実施により浸水被害が解消される。</p> <p>・河川整備計画の目標規模と同等の洪水が発生した場合、事業実施により、災害時要援護者数が約5,200人減、想定死者数(避難率40%)が32人減、電力の停止による影響人口が約14,000人減などと想定している。</p>																									
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>予算化については妥当である。</p> <p><愛知県の意見・反映内容></p> <p>1 新規事業採択時評価に係る矢作ダム再生事業の予算化について意見はありません。</p> <p>2 東海豪雨(恵南豪雨)では矢作川上流部の指定区間において甚大な被害が発生しており、計画の検討にあたっては当該被害についても十分考慮されたい。</p> <p>3 事業実施と併せて必要となる矢作ダム下流の河道整備については国における責任を持った対応をお願いしたい。</p> <p>4 県の財政的な負担の軽減を図られたい。</p> <p>5 県内他地域における治水事業の進捗についても考慮されたい。</p>																									

※ダム再生のほか、ダム化河川の河道整備を含む。

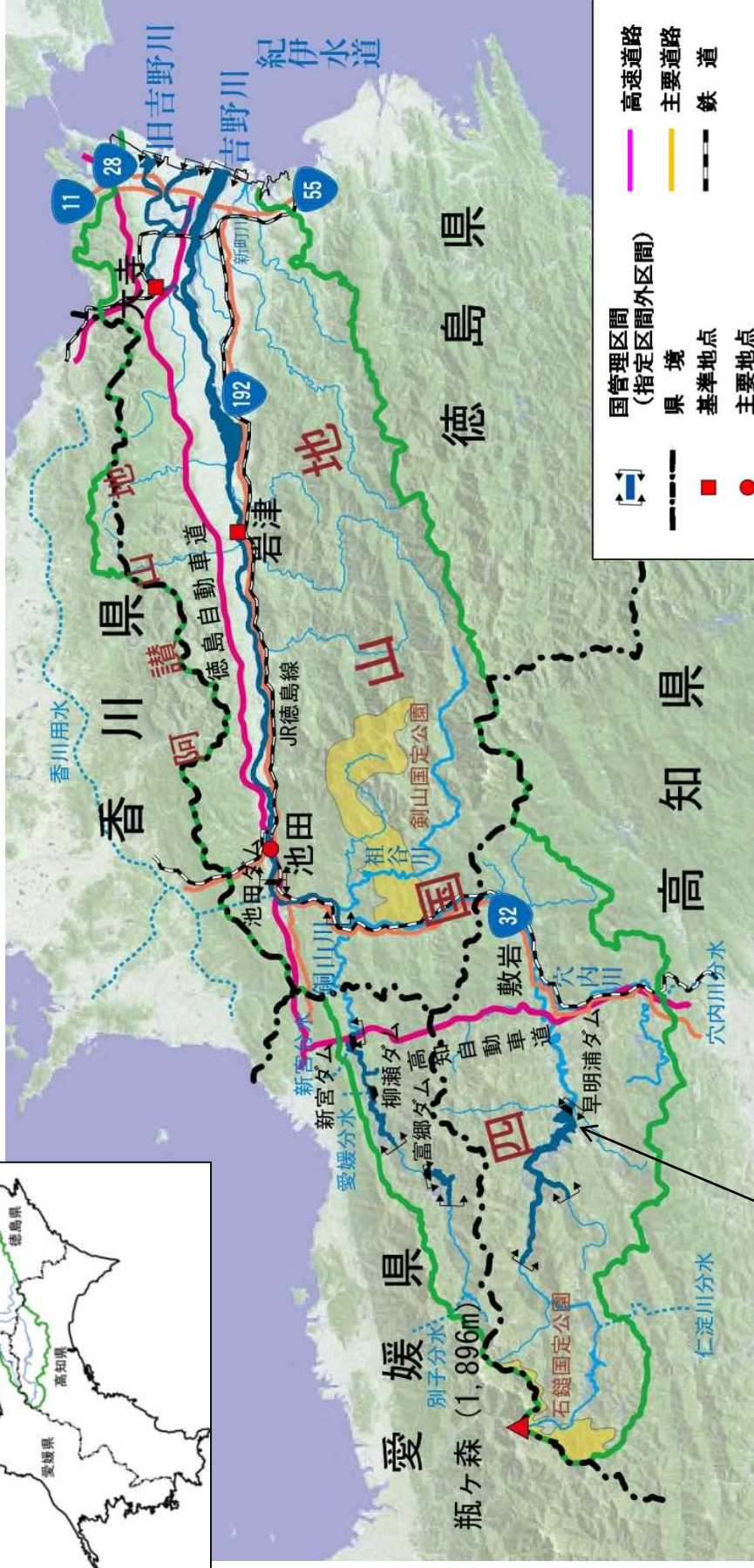
矢作ダム再生事業 位置図



<新規事業採択時評価>

事業名 (箇所名)	早明浦ダム再生事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 小平 卓	事業 主体	独立行政法人水資源機構				
実施箇所	右岸:高知県土佐郡土佐町 左岸:高知県長岡郡本山町									
主な事業 の諸元	容量振替、放流設備の増設									
事業期間	事業採択	平成30年度	完了	平成40年度						
総事業費 (億円)	約400									
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <p>・昭和30年代から50年代に洪水が頻発したほか、戦後の主な洪水は、昭和49年9月、平成16年10月、平成17年9月があり、近年では、平成16年10月に基準地点である岩津や主要地点の池田水位観測所で氾濫危険水位を超過し沿川で家屋浸水等の被害が発生している。</p> <p>昭和49年 9月 (台風18号) 床上浸水 362戸、床下浸水 2,439戸 平成16年10月 (台風23号) 床上浸水 745戸、床下浸水 1,975戸 平成17年 9月 (台風14号) 床上浸水 19戸、床下浸水 111戸</p> <p><達成すべき目標></p> <p>・洪水調節</p> <p><政策体系上の位置付け></p> <p>・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>									
便益の主な根拠	洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減世帯数:88世帯 年平均浸水軽減面積:30ha									
事業全体の投資効率性	基準年度	平成29年度								
	B:総便益 (億円)	1,038	C:総費用(億円)	275	B/C	3.8	B-C	763	EIRR (%)	14.4
感度分析	<p>全体事業(B/C)</p> <p>残事業費(+10%~-10%) 3.4 ~ 4.2 残工期(+10%~-10%) 3.7 ~ 3.8 資産(-10%~+10%) 3.3 ~ 4.1</p>									
事業の効果等	<p>・河川整備計画の目標規模と同等の洪水(平成16年10月台風23号洪水(戦後最大洪水)と同規模の洪水である平成17年9月台風14号の洪水を想定)が発生した場合、吉野川全体で浸水世帯数約5,000世帯、浸水面積約2,000haの被害が想定されるが、事業実施により、浸水世帯数約2,500世帯、浸水面積約1,080haの軽減が図られる。</p> <p>・河川整備計画の目標規模と同等の洪水が発生した場合、事業実施前後で、災害時要援護者が約2,900人減、想定死者数(避難率40%)が約140人減、電力の停止による影響人口が約6,400人減などと想定している。</p>									
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>予算化については妥当である。</p> <p><徳島県の意見・反映内容></p> <p>「早明浦ダム再生事業」の予算化に、同意いたします。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、徹底したコスト縮減とあわせ、事業の効率性、実施過程の透明性の一層の向上等による説明責任の確保を図っていただくとともに、治水対策の効果が確実に発揮できるよう、岩津上流の無堤対策との一体的な整備をお願いします。</p> <p><高知県の意見・反映内容></p> <p>早明浦ダム再生事業を予算化することについて同意いたします。</p> <p>早明浦ダム再生事業は、吉野川水系が抱える治水及び環境面の課題を軽減するために大変重要な事業と認識しており、本県においても、ダム下流地域における洪水や濁水の長期化などの問題解決のために有効であることから、地元は早期の事業化を待ち望んでいます。</p> <p>県といたしましては、必要となる調整など、事業が円滑に進められるようスピード感をもって取り組んでまいりますので、ぜひとも、平成30年度の新規事業として予算化していただきますようお願いいたします。</p>									

早明浦ダム再生事業位置図



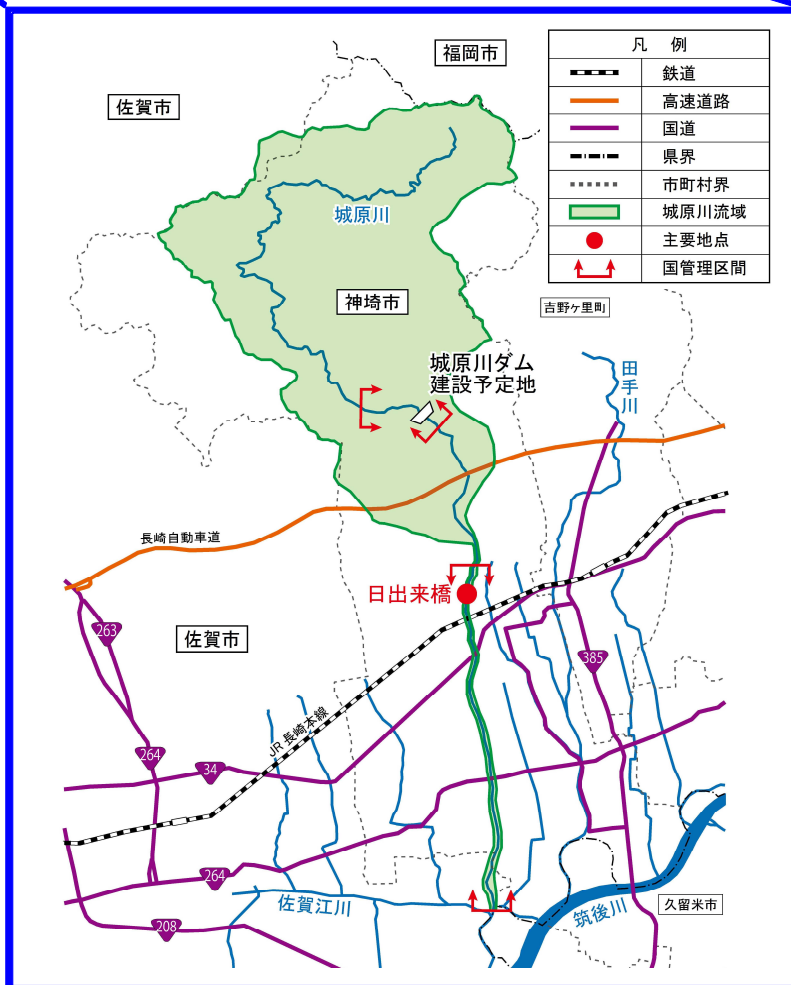
	国管理区間 (指定区間外区間)		高速道路
	県境		主要道路
	基準地点		鉄道
	主要地点		
	流域界		
	国定公園		
	分水		
	市役所		

早明浦ダム

<新規事業採択時評価>

事業名 (箇所名)	城原川ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 小平 卓	事業 主体	九州地方整備局						
実施箇所	佐賀県神埼市											
主な事業 の諸元	重力式コンクリートダム、ダム高 約60m、堤頂長 約330m、総貯水容量 約3,550千m ³ 、有効貯水容量 約3,500千m ³											
事業期間	事業採択	平成30年度	完了	平成42年度								
総事業費 (億円)	約485											
目的・必要 性の諸元	<p><解決すべき課題・背景></p> <p>・戦後の主な洪水は、昭和24年8月、昭和28年6月、昭和47年、昭和57年、平成21年7月、平成22年7月があり、近年では平成21年7月、平成22年7月に日出来橋観測所で計画高水位を超過し、沿川で家屋浸水被害等の被害が発生している。</p> <p>昭和24年8月(台風) 床上浸水9,121戸、床下浸水14,273戸 昭和28年6月(梅雨前線) 床上浸水14,597戸、床下浸水14,920戸 昭和47年6月(梅雨前線及び台風) 床上浸水54戸、床下浸水2,088戸 昭和57年7月～8月(梅雨前線及び台風) 床上浸水2戸、床下浸水71戸 平成21年7月(梅雨前線) 床下浸水36戸 平成22年7月(梅雨前線) 床下浸水3戸</p> <p><達成すべき目標></p> <p>・洪水調節</p> <p><政策体系上の位置づけ></p> <p>・政策目標: 水害等災害による被害の軽減。 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。</p>											
便益の主 な根拠	洪水調節に係る便益 年平均浸水軽減世帯数: 335世帯 年平均浸水軽減面積: 117ha											
事業全体 の投資効 率性	基準年度 B:総便益 (億円)	571	平成29年度 C:総費用(億円)	449	B/C	1.3	B-C	122	EIRR (%)	4.8		
感度分析	<p>全体事業(B/C)</p> <p>残事業費(+10%~-10%) 1.2 ~ 1.4 残工期(+10%~-10%) 1.2 ~ 1.3 資産(-10%~+10%) 1.2 ~ 1.3</p>											
事業の効 果等	<p>・河川整備計画の目標規模と同等の洪水(昭和57年7月洪水と同等規模の洪水を想定)が発生した場合、浸水世帯数約10,100世帯、浸水面積約3,800haの被害が想定されるが、事業実施前後で浸水被害が解消される。</p> <p>・河川整備計画の目標規模と同等の洪水が発生した場合、事業実施により、想定死者数(避難率40%)が3人、電力停止による影響人口が約8,700人減などと想定している。</p>											
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>予算化については妥当である。</p> <p><佐賀県の意見・反映内容></p> <p>新規事業採択時評価に係る「城原ダム建設事業」の予算化について、同意します。 近年、全国各地で洪水氾濫の危険性が高まっている中、平成21年、平成22年と立て続けに氾濫危険水位を上回るような洪水が発生した城原川における治水対策は、本県の重要な課題となっています。 また、地元の神崎市や佐賀市においても、安全で安心できる暮らしのため、城原川の治水対策の早期実現には大きな期待を寄せているところであり、一日も早くダム建設に着手していただきますようお願いいたします。 なお、ダム建設にあたっては、コスト縮減、自然環境や景観などへの配慮、工期の短縮及び関係住民への丁寧な対応に努めていただくようお願いいたします。</p>											

じょう ばる がわ 城原川ダム事業位置図



官庁営繕事業

平成29年度		新規事業採択時評価				
事業名(箇所名)	小石川地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課		事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	住田 浩典			
実施箇所	東京都文京区後楽					
事業諸元	・敷地: 3,182 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上5階地下2階 ・規模: 4,370 m ²					
事業期間	事業採択	平成 30 年度	完了	平成 35 年度		
総事業費(億円)	30					
計画概要	<解決すべき課題・背景> 入居予定官署が現在使用している庁舎については、経年による老朽、耐震性能不足、狭あい等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、地域連携の促進、まちづくりへの寄与とともに、集約化による国有財産の有効活用の観点から、早急に庁舎を整備するものである。 また、庁舎整備に当たっては、文京区施設(区立幼稚園及び清掃事務所)との合築整備を要望されている。					
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標: 官庁施設の利便性、安全性等の向上 ・施策目標: 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する					
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠				
	122点	・既存庁舎の老朽、狭あい、防災機能に係る施設の不備及び施設の不備の解消 ・借用返還及び地域連携				
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠				
	100点	同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される。				
	代替案との経済比較					
	C' - C	2.1	基準年度: 平成30年度			
		C': 代替案の総費用(LCC)(億円)	45.1			
		C: 事業案の総費用(LCC)(億円)	43.0			
事業計画の効果	評点	効果の主な根拠				
	121点	業務を行うための基本性能(B1)に関し、 ・国として用地を保有できている。 ・施設へのアクセスは良好である。				
	施策に基づく付加機能(B2)の発揮見込み					
	評価項目	評価	主な取り組み			
	社会性(地域性)	B	・文京区施設との合築			
	環境保全性(環境保全性)	A	・事務室等への照明制御の導入による省エネ化 ・太陽光発電による自然エネルギーの有効活用 ・屋上緑化による緑化の推進 ・高性能ガラスの採用 ・雨水利用設備の採用			
	環境保全性(木材利用促進)	A	・内装の木質化 ・自転車置場の木造化			
機能性(ユニバーサルデザイン)	A	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしたうえで、特にユニバーサルデザインに配慮する計画である				
機能性(防災性)	C	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 新規事業化については、妥当である。					

施設名： 小石川地方合同庁舎

事業場所： 東京都文京区後楽

概要図
(位置図)



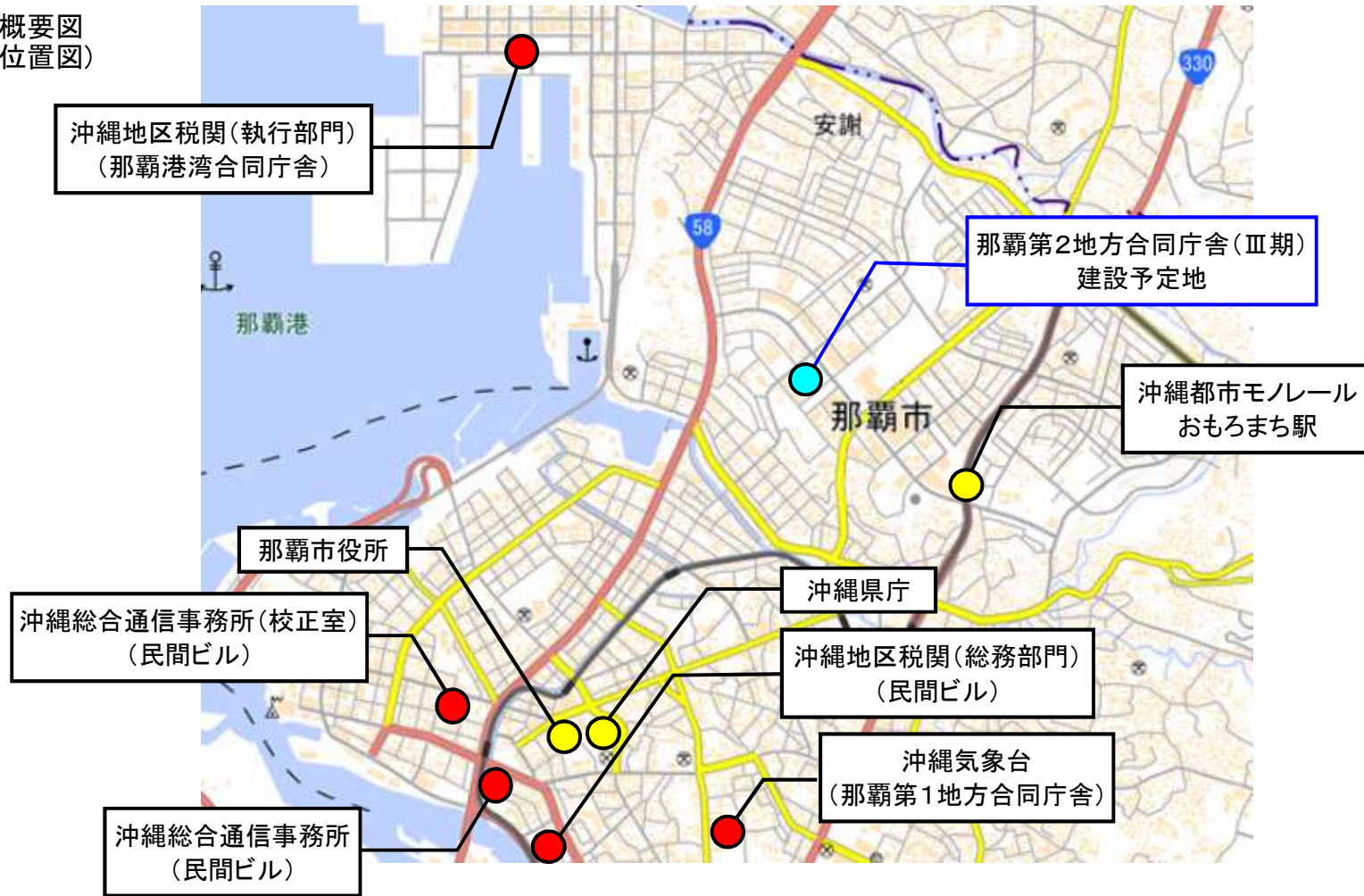
官庁営繕事業

平成29年度		新規事業採択時評価			
事業名(箇所名)	那覇第2地方合同庁舎(Ⅲ期)	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	内閣府 沖縄総合事務局
		担当課長名	住田 浩典		
実施箇所	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1				
事業諸元	・敷地: 22,436 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上7階 ・規模: 12,598 m ²				
事業期間	事業採択	平成 30 年度	完了	平成 35 年度	
総事業費(億円)	51				
計画概要	<解決すべき課題・背景> 入居予定官署が現在使用している庁舎については、経年による老朽、耐震性能不足、分散、施設の不備等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、合同庁舎は那覇新都心シビックコア地区整備計画において主要な施設に位置付けられており、地域連携の促進、まちづくりへの寄与とともに、集約化による国有財産の有効活用の観点から、早急に庁舎を整備するものである。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 官庁施設の利便性、安全性等の向上 ・施策目標: 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する				
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠			
	106点	・既存庁舎の老朽、狭あい、分散、防災機能に係る施設の不備及び施設の不備の解消 ・借用返還及び地域連携			
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠			
	100点	同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される。			
	代替案との経済比較				
	C' - C	4.0	基準年度: 平成30年度		
			C': 代替案の総費用(LCC)(億円)	92.8	
			C: 事業案の総費用(LCC)(億円)	88.8	
事業計画の効果	評点	効果の主な根拠			
	133点	業務を行うための基本性能(B1)に関し、 ・国として用地を保有できている。 ・自然的条件からみて良好な状態である。 ・施設へのアクセスは良好である。			
	施策に基づく付加機能(B2)の発揮見込み				
	評価項目	評価	主な取り組み		
	社会性(地域性)	A	・地方公共団体との連携(那覇新都心シビックコア) ・地域性のある材料の採用		
	環境保全性(環境保全性)	A	・事務室等への照明制御の導入による省エネ化 ・太陽光発電による自然エネルギーの有効活用 ・屋上緑化による緑化の推進 ・高性能ガラスの採用 ・市が供給する再生水利用による水資源の有効活用		
	環境保全性(木材利用促進)	A	・内装の木質化 ・自転車置場の木造化		
機能性(ユニバーサルデザイン)	A	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしたうえで、特にユニバーサルデザインに配慮する計画である			
機能性(防災性)	C	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。			
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 新規事業化については、妥当である。				

施設名： 那覇第2地方合同庁舎(Ⅲ期)

事業場所： 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成29年度		新規事業採択時評価			
事業名(箇所名)	第五管区海上保安本部 (泉佐野)第二庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業 主体	国土交通省 近畿地方整備局
		担当課長名	住田 浩典		
実施箇所	大阪府泉佐野市				
事業諸元	・敷地: 8,946 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上3階外 ・規模: 1,095 m ²				
事業期間	事業採択	平成 30 年度	完了	平成 33 年度	
総事業費(億円)	4.8				
計画概要	<解決すべき課題・背景> 国家安全保障戦略(H25.12.17閣議決定)を踏まえ、領海警備・海洋監視能力の増強を図り、第五管区海上保安本部の体制を確保することとされている。既存施設では、執務スペースの確保及び資機材の保管に支障をきたしていることから、第五管区海上保安本部(泉佐野)第二庁舎を整備するものである。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 官庁施設の利便性、安全性等の向上 ・施策目標: 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する				
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠			
	100点	当該行政需要への対応が特に緊急を要する			
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠			
	100点	他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される			
	代替案との経済比較				
	C' - C	-	基準年度: C': 代替案の総費用(LCC)(億円) - C: 事業案の総費用(LCC)(億円) -		
事業計画の効果	評点	効果の主な根拠			
	100点	業務を行うための基本機能(B1)に関し、必要な機能が確保される見込みである			
	施策に基づく付加機能(B2)の発揮見込み				
	評価項目	評価	主な取り組み		
	社会性 (地域性)	B	・地域防災へ貢献する取組(津波発生時の避難放送機能等)		
	環境保全性 (環境保全性)	B	・事務室等への照明制御の導入による省エネ化 ・太陽光発電による自然エネルギーの有効活用		
	環境保全性 (木材利用促進)	B	・内装等の木質化		
	機能性 (ユニバーサルデザイン)	C	・一般的な取組が計画されている。		
機能性 (防災性)	B	・浸水への特別な対策(止水板等)			
その他	入居官署から、人員及び資機材の増大に伴い業務に支障を生じているため、現在地において早急なる第二庁舎の整備の要望がある。 <第三者委員会の意見・反映内容> 新規事業化については、妥当である。				

施設名： 第五管区海上保安本部(泉佐野)第二庁舎 事業場所： 大阪府泉佐野市

概要図
(位置図)



第五管区海上保安本部

第五管区海上保安本部(泉佐野)
第二庁舎 建設予定地

5 km

官庁営繕事業

平成29年度		新規事業採択時評価			
事業名(箇所名)	海上保安大学校国際交流センター	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 中国地方整備局
		担当課長名	住田 浩典		
実施箇所	広島県呉市若葉町5-1				
事業諸元	・敷地: 125,075 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上6階外 ・規模: 2,160 m ²				
事業期間	事業採択	平成 30 年度	完了	平成 31 年度	
総事業費(億円)	9.0				
計画概要	<解決すべき課題・背景> 国家安全保障戦略(H25.12.17閣議決定)を踏まえ、アジア諸国の海上保安機関の能力向上支援のため、海上保安大学校において研修実施体制の強化を図ることとされている。既存施設では研修や宿泊の受入れが困難であるため、海上保安大学校に国際交流センターを整備するものである。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:官庁施設の利便性、安全性等の向上。 ・施策目標:環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する。				
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠			
	100点	当該行政需要への対応が特に緊急を要する			
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠			
	100点	他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される			
	代替案との経済比較				
	C' - C	-	基準年度:		
			C':代替案の総費用(LCC)(億円)	-	
			C:事業案の総費用(LCC)(億円)	-	
事業計画の効果	評点	効果の主な根拠			
	121点	業務を行うための基本機能(B1)に関し、 ・国として用地を保有できている。 ・自然的条件からみて良好な状態である。			
	施策に基づく付加機能(B2)の発揮見込み				
	評価項目	評価	主な取り組み		
	社会性(地域性)	B	・避難施設としての機能確保(トイレ、動線上の外灯設置)		
	環境保全性(環境保全性)	B	・教室等への照明制御の導入による省エネ化 ・太陽光発電による自然エネルギーの有効活用		
	環境保全性(木材利用促進)	A	・施設の木造化 ・内装の木質化		
	機能性(ユニバーサルデザイン)	C	・一般的な取組が計画されている。		
機能性(防災性)	C	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。			
その他	入居官署から、既存施設では研修や宿泊の受入れが困難であるため、早急な施設整備の要望がある。 <第三者委員会の意見・反映内容> 新規事業化については、妥当である。				

施設名： 海上保安大学校国際交流センター

事業場所： 広島県呉市若葉町5-1

概要図
(位置図)



海上保安官署施設整備事業 評価書

平成29年度

新規事業採択時評価

事業名(箇所名)	海上保安学校の施設整備 (艇庫兼総合実習棟の整備)	担当課 担当課長名	施設補給課 中村 良勇	事業主体	国土交通省 海上保安庁
実施箇所	京都府舞鶴市				
事業諸元	構造 RC-4、S-2 規模 約6,000㎡				
事業期間	平成30年度～平成32年度				
総事業費(億円)	約24.4億円				
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
計画概要	海上保安業務対応能力の強化を図るために必要な増員に対応するとともに、養成する学生の住環境改善を図り、併せて、老朽した木造施設の代替施設としての機能を有する艇庫兼総合実習棟を整備するもの。				
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠			
	100点	当該行政需要への対応が特に緊急を要する。			
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠			
	100点	他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。			
	代替案との経済比較				
	C' - C	-	基準年度: 平成 年度		
			C': 代替案の総費用(LCC)(億円)		
			C: 事業案の総費用(LCC)(億円)		
事業計画の効果	業務を行うための基本機能(B1)				
	評点	効果の主な根拠			
	146点	新たな用地取得が不要である。道路鉄道等アクセスが確保されている。業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している。適切な構造、機能として計画されている。			
	施策に基づく付加的機能(B2)				
	評価	効果の主な根拠			
	地域性	C	地域性、環境保全性は一般的な取り組みが計画されている。法令規定に基づく建築物である。		
環境保全性	C				
機能性 (ユニバーサルデザイン)	C				
機能性 (防災性)	C				
その他	事業内容及び評価結果が適当であると判断。 <船舶建造等整備事業評価委員会(第三者委員会)の意見・反映内容> 新規事業化については、妥当である。				
<small>(備考)事業採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上 ・事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 ・事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標 ・事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標</small>					

施設名:海上保安学校の施設整備
(艇庫兼総合実習棟の整備)

事業場所:京都府舞鶴市

案内図



事業計画の評価内訳

事業計画の必要性		
計画理由	評点	評価の根拠
建替等の場合		
老朽	点	
狭あい	点	
借用返還	点	
分散	点	
都市計画の関係	点	
立地条件の不良	点	
施設の不備	点	
衛生条件の不良	点	
法令等	点	
A + + + + + + + + 計	点	
新規施設の場合	点	
法令等	点	
新たな行政需要	100点	
機構新設	点	
A' + + 計	100点	
加算点	点	
評点(AまたはA'+加算点)	100点	

事業計画の合理性		
評価項目	金額	評価の根拠
経済的合理性	100点	

事業計画の効果(B1)			
分類	項目	係数	評価の根拠
位置	用地取得の見込	1.10	
	災害防止・環境保全	1.00	
	アクセスの確保	1.10	
	都市計画・土地利用計画等との整合性	1.00	
	敷地形状	1.00	
A x x x x 計	1.21		
規模	建築物の規模	1.10	
	敷地の規模	1.00	
B x 計	1.10		
構成	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	1.00	
	機能性等	1.10	
C x 計	1.10		
評点(A x B x C x 100)		146点	

事業計画の効果(B2)		
計画理由	評価	評価の根拠
地域性	C	
環境保全性	C	
ユニバーサルデザイン	C	
耐用性・保全性	C	

事業計画の必要性に関する評価指標

- 計画理由が2以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とする。
- 合同庁舎計画、特々計画に基づくものには、1.で算出した事業計画の必要性の評点にそれぞれ10点を加算したものを事業計画の必要性の評点とする。

建替等の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
狭あい	庁舎面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域性上の不適				都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適				位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

新規施設の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を緊急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

(注)

- 同一理由で2つ以上評点のある場合は、高い方の点を採用する。
- 各欄記載の事項は、一般的基準を示したものであり、当てはまりにくい場合は、基準と照合して適宜判断する。
- 保安度、防火度及び現存率は、官庁建物実態調査の結果による。
- 面積率は一般事務庁舎については別表により算出する。ただし、固有業務室がある場合には分母にその面積を加算する。

事業計画の合理性に関する評価指標

別紙2

事業計画の合理性は、下記の表により評点する。

評点	評 価
100点	<p>下記のいずれかに当てはまる。</p> <ul style="list-style-type: none">・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

1. 各項目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を事業の効果の評点とする。

分類	項目	係数	1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み 現地建替		国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり					整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能				都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	事務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				
構成	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当				合同庁舎計画との調整が必要	合同庁舎計画としての整備が必要
		合同庁舎の場合	合同庁舎としての整備条件が整っている					合同庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

事業計画の効果(B2)に関する評価指標
下記の各分類ごとに評価を行う。

別紙4

分類	評価項目			
		評価	取組状況	
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている	
		B	充実した取り組みが計画されている	
		C	一般的な取り組みが計画されている	
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている	
		B	充実した取り組みが計画されている	
		C	一般的な取り組みが計画されている	
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	A	高度なバリアフリー化が計画されている	
		A'	「望ましい」規定に基づく計画である	
		B	法令規定に基づく他、一部「望ましい」規定も付加した計画である	
		C	法令規定に基づく計画である	
	防災性	防災性	A	総合耐震計画基準に加え、充実した取り組みを実施している
			B	総合耐震計画基準に加え、防災に配慮した取り組みがある
			C	総合耐震計画基準に基づいた取り組みが行われている

面積率算定式

基準面積		1,500㎡以上	900㎡以上	300㎡以上	300㎡未満	摘 要
面積率	RC、CB造庁舎	$S / (7.4N + 0.4N)$	$S / (7.4N \times 1.1 + 0.4N)$	$S / (7.4N \times 1.2 + 0.4N)$	$S / (7.4N \times 1.3 + 0.4N)$	S:現有延べ面積 N:換算人員 換算人員は、面積基準 (S35.4.8)による
	木造庁舎	$S / (7.1N + 0.4N)$	$S / (7.1N \times 1.1 + 0.4N)$	$S / (7.1N \times 1.2 + 0.4N)$	$S / (7.1N \times 1.3 + 0.4N)$	

測量船艇整備事業 評価書

平成29年度		新規事業採択時評価			
事業名(箇所名)	大型測量船(HL型)1隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	矢頭 康彦		
事業内容	大型測量船(HL型)1隻の建造及び就役				
配備管区及び主な活動海域	調整中				
整備期間	開始	平成30年度	完了	平成32年度	
総事業費(億円)	約120億円				
運用開始年度	平成32年度				
耐用年数	25年				
本事業に関連する事業					
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
事業の効果分析					
(1)必要性・緊急性	<p>海洋基本法及び海洋基本計画を踏まえ、海上保安庁でも海上交通安全の確保、海洋権益の保全、海洋資源の開発・利用といった目的のために、様々な海洋調査機器及び設備を備えた測量船により海洋調査を実施し、我が国の領海及び排他的経済水域における地形及び地殻構造等の基盤的情報を整備しているところである。</p> <p>今後とも我が国の領海及び排他的経済水域の海洋調査を継続し、我が国の主権及び主権的権利を主張する上でも、海洋権益の保全に資する基盤的情報の整備が不可欠である。</p> <p>平成28年12月に閣議決定された海上保安体制強化に関する方針では、他国による海洋調査の動向や必要な調査対象海域の範囲等も踏まえ、必要な海洋調査体制を強化するとされており、四面環海の我が国にとって、領海や排他的経済水域等の海洋権益を確保することは極めて重要であり、我が国の主権及び主権的権利を主張していくためにも、海洋調査による海底堆積物等の基盤的情報の整備を急ぐ必要があることから、一刻も早く大型測量船を増強整備する必要がある。</p>				
(2)事業の効果	<p>本事業で大型測量船を整備することにより期待される業務上の主な効果は以下のとおり。</p> <p>定点保持能力が大幅に向上し、底質調査等により取得するデータの精度向上が可能となる。</p> <p>防振・防音性に優れた電気推進の採用等により、振動及び騒音が低減し、取得データの品質及び精度向上が可能となる。</p> <p>電気推進の採用により、電動機でプロペラ回転数を制御することが可能となるため、低速での長期間の航行が可能となり、観測効率の向上が可能となる。</p> <p>海底堆積物調査能力を強化するための新たな観測機器を導入することで、新たな基盤的情報の取得が可能となる。</p> <p>底質調査能力を強化するための新たな観測機器を導入することで、取得データの品質の向上が可能となる。</p>				
(3)主たる効果の抽出	整備しようとする大型測量船は、調査に必要な性能の向上が図られていること及び高性能な調査機器を搭載していることから、海洋権益の保全等に資する基盤的情報の整備のための海洋調査に対応できる体制の強化を図ることができる。				
事業の総合評価	事業内容及び評価結果が適当であると判断。 <船舶建造等整備事業評価委員会(第三者委員会)の意見・反映内容> 新規事業化については、妥当である。				

【大型測量船(HL型)】

